

神戸市優良業務に係る市長表彰実施要綱

令和 7 年 3 月 5 日 建設局長決定

（目的）

第 1 条 神戸市内で優良業務を実施した事業者及び技術者を表彰し、その功績をたたえとともに、業務の品質確保及びその担い手の育成を奨励することを目的とする。

（優良業務）

第 2 条 優良業務とは、実施状況及び成果物の内容等が優れており、創意工夫等がみられ、他の模範とするにふさわしい業務のことをいう。

（優良業務の区分）

第 3 条 業務の区分は、土木業務及び造園業務とする。

（優良業務選定方法）

第 4 条 優良業務の選定は、審査対象業務を抽出し、神戸市土木技術管理委員会測量設計部会において行う。

2 前項の審査対象業務とは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 本市、神戸市水道局又は神戸市交通局が発注したもの
- (2) 認定の前年度に完成検査が完了したもの
- (3) 当初契約金額（税込）が 100 万円を超えるもの
- (4) 単価契約業務でないもの
- (5) 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書または神戸市発注者支援業務共通仕様書を適用する業務

3 審査対象業務の抽出は、業務担当課が行う。

4 第 3 項において抽出した審査対象工事について、業務担当課の課長はその所管に係るものの推薦調書を提出するものとする。

（認定）

第 5 条 前条において選定された優良業務の事業者及び技術者を認定する。

2 次の各号のいずれかを満たしていない場合、又はその他認定することが不適当と認められる場合は認定しない。

- (1) 認定の前年度当初から認定日までに、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けていない事業者
- (2) 認定日時点で、禁錮以刑に処せられていない技術者

3 認定の有効期間は、認定日から 4 年後の年度末までとする。

（認定の取り消し）

第 6 条 前条第 3 項に規定する認定の有効期間内において、次の各号のいずれかに該当する場合、本市は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けた場合
 - (2) 認定技術者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) その他認定することが不適當であると委員会が判断した場合
- 2 事業者又は技術者のいずれか一方が前項に該当する場合は、事業者及び技術者のどちらも認定を取り消すことができる。

（表彰）

第 7 条 第 5 条で認定された事業者及び技術者を表彰する。

- 2 表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。

（事務局）

第 8 条 事務局は、建設局技術管理課において行う。

（細則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建設局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。